別紙様式5

# 公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

| | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等） | 競争性のない随意契約によらざるを得ない理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 公益法人の場合 | | 再就職の役員の数（※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項） | 提案者の数 | | 特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項） | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 名称 | 所在地 | | 商号又は名称 | 住所 | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | | | うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。） | | |
| 1 | 中国四国農政局四国東部農地防災事務所庁舎敷地賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理<br>中国四国農政局四国東部農地防災事務所次長　堀坂孝行 | 徳島県板野郡板野町大寺字王子72-2 | 令和4年4月1日 | 板野郡農業協同組合<br>法人番号9480005003058 | 徳島県板野郡上板町神宅字宮ノ北22 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 2,640,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 2 | 中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舎敷地賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理<br>中国四国農政局四国東部農地防災事務所次長　堀坂孝行 | 徳島県板野郡板野町大寺字王子72-2 | 令和4年4月1日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,926,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 3 | 中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舎建物賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理<br>中国四国農政局四国東部農地防災事務所次長　堀坂孝行 | 徳島県板野郡板野町大寺字王子72-2 | 令和4年4月1日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,116,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 4 | 中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舎建物賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理<br>中国四国農政局四国東部農地防災事務所次長　堀坂孝行 | 徳島県板野郡板野町大寺字王子72-2 | 令和4年4月1日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,464,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 5 | 中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舎建物賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理<br>中国四国農政局四国東部農地防災事務所次長　堀坂孝行 | 徳島県板野郡板野町大寺字王子72-2 | 令和4年4月1日 | 株式会社勧誠濱六コーポレート<br>法人番号5480001005788 | 徳島県板野郡藍住町徳命字元村146-11 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,392,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 6 | 中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舎建物賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理<br>中国四国農政局四国東部農地防災事務所次長　堀坂孝行 | 徳島県板野郡板野町大寺字王子72-2 | 令和4年4月1日 | 株式会社勧誠濱六コーポレート<br>法人番号5480001005788 | 徳島県板野郡藍住町徳命字元村146-11 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,404,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 7 | 中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舎建物賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理<br>中国四国農政局四国東部農地防災事務所次長　堀坂孝行 | 徳島県板野郡板野町大寺字王子72-2 | 令和4年4月1日 | 株式会社勧誠濱六コーポレート<br>法人番号5480001005788 | 徳島県板野郡藍住町徳命字元村146-11 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 2,304,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |

別紙様式５

# 公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

| | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等） | 競争性のない随意契約によらざるを得ない理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 公益法人の場合 | | 再就職の役員の数（※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項） | 提案者の数 | | 特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項） | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 名称 | 所在地 | | 商号又は名称 | 住所 | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | | | うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。） | | |
| 8 | 中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舎建物賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局四国東部農地防災事務所次長　堀坂孝行 | 徳島県板野郡板野町大寺字王子72-2 | 令和4年4月1日 | 株式会社勧誠濱六コーポレート<br>法人番号5480001005788 | 徳島県板野郡藍住町徳命字元村146-11 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,428,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 9 | 吉野川下流域農地防災事業令和4年度土地改良施設維持管理委託業務 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局四国東部農地防災事務所次長　堀坂孝行 | 徳島県板野郡板野町大寺字王子72-2 | 令和4年4月1日 | 吉野川下流域土地改良区<br>法人番号2700150057916 | 徳島県板野郡上板町鍛冶屋原字北原25-1 | 会計法第29条の3第4項（法令等の規定） | 「工事中の国営土地改良施設の管理使用に係る取扱指針」別紙1記4に基づく「土地改良施設管理使用契約書」に基づき、契約の相手方が一に定められていることから競争を許さない。 | 11,308,000 | 11,308,000 | 100.0% | － | － | － | － | － | － | － |
| 10 | 宿舎建物賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所次長　藤井秀行 | 広島県広島市安佐北区可部2-6-15 | 令和4年4月1日 | 株式会社大和興産<br>法人番号7240001005802 | 広島県広島市安佐北区可部4-11-5 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 5,389,800 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 11 | 宿舎建物賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所次長　藤井秀行 | 広島県広島市安佐北区可部2-6-15 | 令和4年4月1日 | 大和リビング株式会社中四国支店<br>法人番号5010601042427 | 岡山県岡山市北区大元駅前10-7 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,272,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 12 | 宿舎建物賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所次長　藤井秀行 | 広島県広島市安佐北区可部2-6-15 | 令和4年4月1日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 2,052,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 13 | 宿舎建物賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所次長　藤井秀行 | 広島県広島市安佐北区可部2-6-15 | 令和4年4月1日 | 大和リビング株式会社中四国支店<br>法人番号5010601042427 | 岡山県岡山市北区大元駅前10-7 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,416,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 14 | 中国四国農政局四国土地改良調査管理事務所職員宿舎賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局四国土地改良調査管理事務所次長　吉岡康史 | 香川県丸亀市飯山町真時677-1 | 令和4年4月1日 | 有限会社ベニヤ<br>法人番号6470002016537 | 香川県三豊市高瀬町上高瀬1474 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,488,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |

別紙様式5

# 公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

| | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等） | 競争性のない随意契約によらざるを得ない理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 公益法人の場合 | | 再就職の役員の数（※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項） | 提案者の数 | | 特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項） | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 名称 | 所在地 | | 商号又は名称 | 住所 | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | | | うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。） | | |
| 15 | 令和4年度建設副産物・発生土情報交換システム年間利用 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局土地改良技術事務所次長　原田　正人 | 岡山県岡山市北区桑田町1-36 | 令和4年4月1日 | 一般財団法人日本建設情報総合センター<br>法人番号4010405010556 | 東京都港区赤坂5-2-20 | 会計法第29条の3第4項（特定情報） | 建設副産物情報交換システム及び建設発生土情報交換システムは（一財）日本建設情報総合センターにおいて提供されているシステムで、競争を許さないため | 1,551,000 | 1,551,000 | 100.0% | － | － | － | － | － | － | － |
| 16 | 行政財産賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官　中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長　渡邉　泰夫 | 島根県出雲市平田町2112-1 | 令和4年4月1日 | 出雲市<br>法人番号3000020322032 | 島根県出雲市今市町70 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 4,457,086 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 17 | 職員宿舎建物賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官　中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長　渡邉　泰夫 | 島根県出雲市平田町2112-1 | 令和4年4月1日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,620,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 18 | 建物賃貸借 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局南周防農地整備事業所次長　岩崎誠 | 山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1 | 令和4年4月1日 | 山口県<br>法人番号2000020350001 | 山口県山口市滝町1-1 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 2,088,071 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 19 | 建物賃貸借 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局南周防農地整備事業所次長　岩崎誠 | 山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1 | 令和4年4月1日 | 積水ハウス不動産中国四国株式会社徳山賃貸営業所<br>法人番号6240001006652 | 山口県下松市せせらぎ町3-10-13 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 2,103,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 20 | 建物賃貸借 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局南周防農地整備事業所次長　岩崎誠 | 山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1 | 令和4年4月1日 | 積水ハウス不動産中国四国株式会社徳山賃貸営業所<br>法人番号6240001006652 | 山口県下松市せせらぎ町3-10-13 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,464,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 21 | 建物賃貸借 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局南周防農地整備事業所次長　岩崎誠 | 山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1 | 令和4年4月1日 | 積水ハウス不動産中国四国株式会社徳山賃貸営業所<br>法人番号6240001006652 | 山口県下松市せせらぎ町3-10-13 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 2,073,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |

別紙様式5

# 公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

| | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等） | 競争性のない随意契約によらざるを得ない理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 公益法人の場合 | | 再就職の役員の数（※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項） | 提案者の数 | | 特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項） | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 名称 | 所在地 | | 商号又は名称 | 住所 | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | | | うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。） | | |
| 22 | 建物賃貸借 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局南周防農地整備事業所次長　岩﨑誠 | 山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1 | 令和4年4月1日 | 積水ハウス不動産中国四国株式会社徳山賃貸営業所<br>法人番号6240001006652 | 山口県下松市せせらぎ町3-10-13 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,350,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 23 | 建物賃貸借 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局南周防農地整備事業所次長　岩﨑誠 | 山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1 | 令和4年4月1日 | 積水ハウス不動産中国四国株式会社徳山賃貸営業所<br>法人番号6240001006652 | 山口県下松市せせらぎ町3-10-13 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 2,073,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 24 | 建物賃貸借 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局南周防農地整備事業所次長　岩﨑誠 | 山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1 | 令和4年4月1日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 3,312,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 25 | 建物賃貸借<br>R4.4.1～R5.3.31 | 分任支出負担行為担当官　中国四国農政局道前平野農地整備事業所長 島　尚士 | 愛媛県西条市周布220-1 | 令和4年4月1日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,428,000 | － | － | － | － | － | － | － | ― |
| 26 | 建物賃貸借<br>R4.4.1～R5.3.31 | 分任支出負担行為担当官　中国四国農政局道前平野農地整備事業所長 島　尚士 | 愛媛県西条市周布220-1 | 令和4年4月1日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,272,000 | － | － | － | － | － | － | － | ― |
| 27 | 建物賃貸借<br>R4.4.1～R5.3.31 | 分任支出負担行為担当官　中国四国農政局道前平野農地整備事業所長 島　尚士 | 愛媛県西条市周布220-1 | 令和4年4月1日 | 株式会社　久保組<br>法人番号5500001014621 | 愛媛県四国中央市川之江町1978-2 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,371,500 | － | － | － | － | － | － | － | ― |
| 28 | 建物賃貸借<br>R4.4.1～R5.3.31 | 分任支出負担行為担当官　中国四国農政局道前平野農地整備事業所長 島　尚士 | 愛媛県西条市周布220-1 | 令和4年4月1日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 2,202,000 | － | － | － | － | － | － | － | ― |

別紙様式5

# 公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

| | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等） | 競争性のない随意契約によらざるを得ない理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 公益法人の場合 | | 再就職の役員の数（※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項） | 提案者の数 | | 特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項） | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 名称 | 所在地 | | 商号又は名称 | 住所 | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | | | うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。） | | |
| 29 | 建物賃貸借<br>R4.4.1～R5.3.31 | 分任支出負担行為担当官　中国四国農政局道前平野農地整備事業所長 島　尚士 | 愛媛県西条市周布220-1 | 令和4年4月1日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 4,176,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 30 | 岡山南土地改良建設事業所庁舎賃貸借 | 分任支出負担行為担当官中国四国農政局岡山南土地改良建設事業所長　白神裕之 | 岡山県岡山市北区今3-23-2 | 令和4年4月1日 | 日本地所倉庫株式会社<br>法人番号2260001005029 | 岡山県岡山市北区野田2-4-1 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 6,162,024 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 31 | 岡山南土地改良建設事業所小阪部川支所庁舎賃貸借 | 分任支出負担行為担当官中国四国農政局岡山南土地改良建設事業所長　白神裕之 | 岡山県岡山市北区今3-23-2 | 令和4年4月1日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,980,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 32 | 岡山南土地改良建設事業所寺間支所庁舎賃貸借 | 分任支出負担行為担当官中国四国農政局岡山南土地改良建設事業所長　白神裕之 | 岡山県岡山市北区今3-23-2 | 令和4年4月1日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,955,556 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 33 | 中国四国農政局那賀川農地防災事業所庁舎敷地賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局那賀川農地防災事業所次長　渡部輝夫 | 徳島県阿南市日開野町西居内456 | 令和4年4月1日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 5,689,728 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 34 | 中国四国農政局那賀川農地防災事業所職員宿舎賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局那賀川農地防災事業所次長　渡部輝夫 | 徳島県阿南市日開野町西居内456 | 令和4年4月1日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 3,684,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 35 | 中国四国農政局那賀川農地防災事業所職員宿舎賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局那賀川農地防災事業所次長　渡部輝夫 | 徳島県阿南市日開野町西居内456 | 令和4年4月1日 | 株式会社アイテイスト<br>法人番号5480001006596 | 徳島県阿南市富岡町トノ町113-3 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,584,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |

別紙様式5

# 公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

| | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等） | 競争性のない随意契約によらざるを得ない理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 公益法人の場合 | | 再就職の役員の数（※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項） | 提案者の数 | | 特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項） | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 名称 | 所在地 | | 商号又は名称 | 住所 | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | | | うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。） | | |
| 36 | 中国四国農政局那賀川農地防災事業所職員宿舎賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局那賀川農地防災事業所次長　渡部輝夫 | 徳島県阿南市日開野町西居内456 | 令和4年4月1日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,464,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 37 | 中国四国農政局那賀川農地防災事業所職員宿舎賃貸借料 | 分任支出負担行為担当官代理中国四国農政局那賀川農地防災事業所次長　渡部輝夫 | 徳島県阿南市日開野町西居内456 | 令和4年4月1日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 3,300,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 38 | 令和4年度庁舎賃貸借 | 分任支出負担行為担当官中国四国農政局吉野川北岸二期農業水利事業所長　前田高広 | 徳島県阿波市阿波町東原173-1 | 令和4年4月1日 | 阿波市<br>法人番号4000020362069 | 徳島県阿波市市場町切幡字古田201-1 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 2,602,389 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 39 | 令和4年度建物賃貸借契約 | 分任支出負担行為担当官中国四国農政局吉野川北岸二期農業水利事業所長　前田高広 | 徳島県阿波市阿波町東原173-1 | 令和4年4月1日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（賃貸借契約） | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 | － | 1,692,000 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 40 | 道前平野農地整備事業<br>安用・明理川・安用出作団地埋蔵文化財発掘調査委託業務 | 支出負担行為担当官　中国四国農政局長　山本　徹弥 | 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 | 令和4年4月5日 | 西条市<br>法人番号2000020382060 | 愛媛県西条市明屋敷164 | 会計法第29条の3第4項（法令等の規定） | 文化財保護法第94条に基づき実施する発掘調査であり、地方公共団体との取り決めにより、発掘調査実施機関と契約を結ぶもので契約の性質が競争を許さない。 | 149,412,000 | 149,412,000 | 100.0% | － | － | － | － | － | － | ― |
| 41 | 南周防農地整備事業伊陸中央団地埋蔵文化財発掘調査取りまとめ委託業務 | 分任支出負担行為担当官中国四国農政局南周防農地整備事業所長　一阪郁久 | 山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1 | 令和4年4月6日 | 柳井市<br>法人番号4000020352128 | 山口県柳井市南町1-10-2 | 会計法第29条の3第4項（法令等の規定） | 文化財保護法第94条に基づき実施する発掘調査であり、発掘調査実施機関である地方公共団体と契約を結ぶもので契約の性質が競争を許さない。 | 5,346,701 | 5,346,701 | 100.0% | － | － | － | － | － | － | － |
| 42 | 南周防農地整備事業西田布施・友石団地埋蔵文化財発掘調査取りまとめ委託業務 | 分任支出負担行為担当官中国四国農政局南周防農地整備事業所長　一阪郁久 | 山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1 | 令和4年4月6日 | 公益財団法人山口県ひとづくり財団<br>法人番号6250005007407 | 山口県山口市秋穂二島1062 | 会計法第29条の3第4項（法令等の規定） | 文化財保護法第94条に基づき実施する発掘調査であり、発掘調査実施機関である地方公共団体の指定団体と契約を結ぶもので契約の性質が競争を許さない。 | 19,858,350 | 19,858,350 | 100.0% | 公財 | 都道府県認定 | － | － | － | － | － |

別紙様式5

# 公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）
# 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

| | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等） | 競争性のない随意契約によらざるを得ない理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 公益法人の場合 | | 再就職の役員の数（※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項） | 提案者の数 | | 特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項） | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 名称 | 所在地 | | 商号又は名称 | 住所 | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | | | うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。） | | |
| 43 | 南周防農地整備事業吉井団地埋蔵文化財発掘調査(その3)委託業務 | 分任支出負担行為担当官中国四国農政局南周防農地整備事業所長　一阪郁久 | 山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1 | 令和4年4月6日 | 公益財団法人山口県ひとづくり財団<br>法人番号6250005007407 | 山口県山口市秋穂二島1062 | 会計法第29条の3第4項（法令等の規定） | 文化財保護法第94条に基づき実施する発掘調査であり、発掘調査実施機関である地方公共団体の指定団体と契約を結ぶもので契約の性質が競争を許さない。 | 36,035,640 | 36,035,640 | 100.0% | 公財 | 都道府県認定 | － | － | － | － | － |
| 44 | 令和4年度国営高知南国土地改良事業に係る換地処分等に関する委託業務 | 分任支出負担行為担当官　中国四国農政局高知南国農地整備事業所長　児島　学 | 高知県香美市土佐山田町旭町1-4-10 | 令和4年4月6日 | 高知県<br>法人番号5000020390003 | 高知県高知市丸ノ内1-2-20 | 会計法第29条の3第4項（法令等の規定） | 土地改良法第89条の2及び同法施行令51条の2の規定により契約の相手方が都道府県知事と定められているため | 39,964,000 | 39,964,000 | 100.0% | － | － | － | － | － | － | － |
| 45 | 南周防農地整備事業西田布施・友石団地埋蔵文化財発掘調査(その5)委託業務 | 支出負担行為担当官中国四国農政局長　山本徹弥 | 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 | 令和4年4月11日 | 公益財団法人山口県ひとづくり財団<br>法人番号6250005007407 | 山口県山口市秋穂二島1062 | 会計法第29条の3第4項（法令等の規定） | 文化財保護法第94条に基づき実施する発掘調査であり、発掘調査実施機関である地方公共団体の指定団体と契約を結ぶもので契約の性質が競争を許さない。 | 69,068,310 | 69,068,310 | 100.0% | 公財 | 都道府県認定 | － | － | － | － | － |
| 46 | 令和4年度国営宍道湖西岸土地改良事業に係る換地処分等に関する委託業務 | 分任支出負担行為担当官　中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長　渡邉　泰夫 | 島根県出雲市平田町2112-1 | 令和4年4月15日 | 島根県<br>法人番号1000020320005 | 島根県松江市殿町1 | 会計法第29条の3第4項（法令等の規定） | 土地改良法第89条の2及び同法施行令51条の2の規定により契約の相手方が都道府県知事と定められているため | 49,934,700 | 49,934,700 | 100.0% | － | － | － | － | － | － | － |
| 47 | 高瀬支線用水路七宝山畑かん改修（その2）工事に係る損失補償代金 | 分任支出負担行為担当官中国四国農政局香川用水二期農業水利事業所長　平山　真大 | 香川県高松市出作町585-4 | 令和4年4月26日 | 個人情報非公表 | 個人情報非公表 | 会計法第29条の3第4項（用地補償契約） | 公共事業の施工に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 48 | 令和4年度国営南周防土地改良事業に係る換地処分等に関する委託業務 | 支出負担行為担当官中国四国農政局長　山本徹弥 | 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 | 令和4年4月27日 | 山口県<br>法人番号2000020350001 | 山口県山口市滝町1-1 | 会計法第29条の3第4項（法令等の規定） | 土地改良法第89条の2及び同法施行令51条の2の規定により契約の相手方が都道府県知事と定められているため | 72,420,000 | 72,420,000 | 100.0% | － | － | － | － | － | － | － |
| 49 | 令和4年度高知南国農地整備事業埋蔵文化財発掘調査委託業務 | 分任支出負担行為担当官　中国四国農政局高知南国農地整備事業所長　児島　学 | 高知県香美市土佐山田町旭町1-4-10 | 令和4年4月27日 | 南国市<br>法人番号5000020392049 | 高知県南国市大そね甲2301 | 会計法第29条の3第4項（法令等の規定） | 文化財保護法第94条に基づき実施する発掘調査であり、発掘調査実施機関である地方公共団体と契約を結ぶもので契約の性質が競争を許さない。 | 14,315,565 | 14,315,565 | 100.0% | － | － | － | － | － | － | － |

別紙様式５

# 公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

| | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等） | 競争性のない随意契約によらざるを得ない理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 公益法人の場合 | | 再就職の役員の数（※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項） | 提案者の数 | | 特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項） | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 名称 | 所在地 | | 商号又は名称 | 住所 | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | | | うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。） | | |
| 50 | 吉野川下流域農地防災事業令和4年度受益者整理委託業務 | 分任支出負担行為担当官　中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　齋藤伸 | 徳島県板野郡板野町大寺字王子72-2 | 令和4年4月28日 | 吉野川下流域土地改良区<br>法人番号2700150057916 | 徳島県板野郡上板町鍛冶屋原字北原25-1 | 会計法第29条の3第4項（特定情報） | 本業務の実施に不可欠である特定情報（土地台帳）を扱うことのできる唯一の者であるため競争を許さない。 | 9,658,000 | 9,658,000 | 100.0% | － | － | － | － | － | － | － |